

月例研究会（2011年12月21日）

福祉国家と家族政策

—ワーク・ライフ・バランス政策の論理
について考える

原 伸子

本報告の課題は1990年代後半から各国で積極的に取り上げられるようになったワーク・ライフ・バランス政策の論理を検討することによって、仕事と家庭生活のバランス政策にとってジェンダー視点が不可欠であることを明らかにすることである。報告の論点は以下のとおりである。すなわち現実にはワーク・ライフ・バランス政策は雇用政策（雇用の流動化政策）と少子化対策を二つの柱として推進されている。そこには家庭におけるケア労働（主として女性によって担われているアンペイド・ワーク）の社会的意味（社会的ケアという観点）を政策の中心におく論点が希薄である。企業が労働者を守ってくれない時代における「キャリアの形成」論や雇用のポートフォリオ論にもとづく仕事と家庭生活の自由な組み合わせ、さらに女性の正規労働のみを対象とする「男女共同参画」のためのワーク・ライフ・バランスという論理だけでは、社会的ケアの意味を理解することはできないだろう。

本報告ではまずワーク・ライフ・バランス政策に代表される家族政策が福祉国家において傍流から主流になってきた背景について述べた。1980年代以降の福祉国家の変容（縮減）、1990年代以降のグローバリゼーションを背景として「新しい社会的リスク」が生じたことが

あげられる。「新しい社会的リスク」とは賃労働と家庭生活の両立が困難になること（とりわけ女性にとって）、人口の高齢化が既存の社会保障の機能不全と「社会的ケア」の不足を招くこと、教育状況や労働市場の地位に結び付いた社会的排除が生じることなどである。このような「新しい社会的リスク」は古くからあるリスクである貧困と結び付いている。

さらにこのような家族政策の主流化を福祉国家とシチズンシップという文脈に置き換えるならば以下ようになる。戦後の福祉国家とその安定は公/私2分法にもとづいていた。つまりシチズンシップは公的領域である市場の雇用（ペイドワーク）に結び付いていた。したがって家族におけるケア労働の主たる担い手である女性はまさに社会に不可欠なケア（育児や介護）の担い手であるにもかかわらず、戦後の福祉・雇用レジームのもとではシチズンシップ（代表的にはT. H. マーシャルのシチズンシップ論）の外にあった。1970年代におけるブレトンウッズ体制の崩壊とオイルショックによる社会的・経済的変化は80年代以降の福祉国家の縮減をもたらした。その結果生じた、一方における女性の労働力化（主としてパート労働ではあるが）と他方における労働と労働市場の規制緩和は、家族におけるケア労働の意味を可視化することになった。まさに「男性稼ぎ主モデル」から「成人稼ぎ主モデル」への移行が、家族への政策的介入を必要としたのである。報告ではさらにEUにおける仕事と家庭生活の両立政策の展開過程（家族政策が雇用政策に取り込まれる過程）とわが国における政策の検討をおこなった。

（はら・のぶこ 法政大学経済学部教授）